

## CDS取引の清算取次ぎに係る事務処理について

2011年7月13日

2012年9月5日改正

2016年3月9日改正

2016年4月11日改正

2017年6月5日改正

2018年4月6日改正

2022年10月11日改正

2022年12月5日改正

2025年10月6日改正

2025年12月1日改正

2026年7月13日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

### 1. 清算取次ぎの利用にあたっての前提条件

CDS 取引について清算取次ぎ（以下「清算取次ぎ」という。）を利用するにあたっては、以下の条件を満たす必要がある。

- (1) CDS 清算参加者と清算取次ぎの委託者（以下「顧客」という。）との間において、「清算受託契約」（CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い 様式第3号）が締結されていること。
- (2) 顧客が「誓約書」（CDS 清算業務に関する業務方法書の取扱い 様式第4号）を当社に提出していること。
- (3) 顧客が CDS 清算参加者を含む企業集団に含まれる者であること。
- (4) 顧客が OSTTRA Connect for Credit 及び TIW<sup>1</sup>の利用者であること。

### 2. 清算取次ぎに係る事務処理

#### (1) 事前手続

当社が清算取次ぎに係る OSTTRA Connect for Credit 及び TIW の処理を行うにあたっては、あらかじめ OSTTRA 及び DTCC において所要の権限設定を受ける必要がある。

この権限設定のため、清算取次ぎの委託者となろうとする者は、当社の定める所定の申請書に必要事項を記入し、E-Mail により当社に提出する（原本を PDF ファイル形式で添付）<sup>2</sup>。

当社は、OSTTRA 及び DTCC に対して E-Mail により当該申請書を提出し<sup>3</sup>、

<sup>1</sup> OSTTRA Connect for Credit は OSTTRA Services LLC、TIW は DTCC Deriv/SERV LLC がそれぞれ提供するサービス。

<sup>2</sup> 提出先の当社のメールアドレスは、その都度当社が指定する。また、当社に送信する E-Mail に、清算取次ぎの委託者になろうとする者の担当者のメールアドレスを記載する。

<sup>3</sup> OSTTRA 及び DTCC に送信する E-Mail の「CC」には、脚注 2 の担当者のメールアドレスを設定する。

OSTTRA Connect for Credit 及び TIW における権限設定を受ける。

(2) 清算取次ぎの委託の申込み

a コンファメーションと TIW への登録

顧客は、CDS 取引の成立後、当該取引の相手方との間でコンファメーションを実施し、TIW に当該 CDS 取引の登録を行う。

b 清算取次ぎの委託の申込み

顧客は、上記 a において TIW に登録した CDS 取引について清算取次ぎの委託の申込みを行う場合には、Super ID フィールド及び Desk ID フィールドに次の値を入力する。

① Super ID フィールド (必須入力項目)

| 入力値  | 併用の可否                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| JSCC | 併用不可<br>(Super ID フィールドに" JSCC"以外の文字又は数値が入力されている場合には、清算取次ぎの委託の申込みが成立しない。) |

② Desk ID フィールド (任意入力項目)

| 入力値                        | 併用の可否                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| "A="からはじまる 14 桁の Book Name | 併用可<br>(Book Name 以外のデータも同時にセット可能) | <ul style="list-style-type: none"><li>• Desk ID フィールドは、最大 50 文字まで入力可能な非マッチング項目。</li><li>• 当該フィールドに Book Name を入力した場合、Book Name で特定される口座に、債務負担した CDS 取引が記録 (マッピング) される。</li><li>• Book Name の入力がない場合又は Book Name の先頭が"A="ではない場合、あらかじめ指定された優先口座にマッピングされる。</li><li>• Book Name"A="以降に誤りがある場合には、エラーとなり、清算取次ぎの委託の申込みが成立しない。</li></ul> |

(3) 清算取次ぎの委託の申込み内容の確認 (Day1)

a 清算取次ぎの委託の申込み内容の顧客への通知

債務負担処理期間の第一日目 (以下「Day1」という。) の 8:30 (7:30)<sup>4</sup>までに顧客から清算取次ぎの委託の申込みがあった CDS 取引は、当社が Day1 の 12:00 頃に Web Portal<sup>5</sup>を通じて CDS 清算参加者に対して配信する「Trade To be Terminated DAY1」レポートに収録される。

CDS 清算参加者は、必要に応じ当該レポートをダウンロードし、内容の確認及び顧客への通知を行う。

b 顧客による清算取次ぎの委託の申込み内容の確認と修正等

顧客は、CDS 清算参加者からの上記 a の通知に基づき、清算取次ぎの委託の申込み内容の確認を行う。

<sup>4</sup> ( ) 内の時間は、米国ニューヨーク州が夏時間である場合の日本時間を示す。以下同じ。

<sup>5</sup> CDS 清算参加者が各種レポートの出力を行うシステム。

顧客は、申込み内容の追加・修正・削除を行う場合には、債務負担処理期間の第二日目（以下「Day2」という。）の 8 : 30（7 : 30）までに TIW 上に所要の入力を行う。

c 原取引に係る留意事項

顧客は、原則として、Day2 の 8 : 30（7 : 30）以降、清算取次ぎの委託に係る原取引のマッチング項目について修正を行ってはならない。

（4） 清算取次ぎの委託の申込み内容の確認（Day2）

Day2 の 8 : 30（7 : 30）までに顧客から清算取次ぎの委託の申込み（又は修正等）があった CDS 取引は、当社が Day2 の 12 : 00 頃に Web Portal を通じて CDS 清算参加者に対して配信する「Trade To be Terminated DAY2」レポートに収録される。

CDS 清算参加者は、必要に応じ当該レポートをダウンロードし、内容の確認及び顧客への通知を行う<sup>6</sup>。

（5） 債務負担の申込み（新取引の登録（参加者サイドのレグ））

CDS 清算参加者は、債務負担処理期間の第三日目（以下「Day3」という。）の 14 : 00 までの間に、TIW において当社を相手方とした新取引の登録（参加者サイドのレグ）を行うことにより、清算取次ぎに係る債務負担の申込みを行う。

（6） 清算取次ぎ（債務負担）の成立

CDS 清算参加者と顧客との間における清算取次ぎに係る委託・受託関係及び当社による債務負担は、Day3 の 16 : 00 に成立する。

当社は、当該日の 16 : 00 以降、速やかに TIW 上で清算取次ぎに係る原取引の消滅及び新取引の登録（当社サイドのレグ）を行う（原取引の消滅の処理は当社が顧客に代わって行う。）。

（7） 清算取次ぎの成立に係る顧客への通知

清算取次ぎが成立した CDS 取引は、当社が Day3 の 18 : 00 頃に Web Portal を通じて CDS 清算参加者に対して配信する「New Trade DAY3」レポートに収録される。

CDS 清算参加者は、必要に応じ当該レポートをダウンロードし、顧客に対して清算取次ぎの成立に係る通知を行う。

（8） 証拠金所要額・資金決済情報の顧客への通知

CDS 清算参加者は、毎当社営業日の 20 : 00 頃に当社が Web Portal を通じて配信する「Margin」レポート、「Settlement」レポート及び「PAI(daily)」レポートをダウンロードし、顧客に対して証拠金及び資金決済に係る情報を通知する。

---

<sup>6</sup> この段階以降、清算取次ぎの委託の申込み内容の修正を行うことはできない。

### 3. CDS 清算参加者と顧客間における清算取次ぎの委託・受託の関係の TIW 上での管理

#### (1) TIW 上での管理

CDS 清算参加者及び顧客は、両者間における清算取次ぎの委託・受託の関係を TIW 上において管理することができる。

この場合の TIW への登録方法については、CDS 清算参加者と顧客との合意で定めた方法によることとなるが、例えば、顧客による清算取次ぎの委託の申込み後に、顧客が CDS 清算参加者を相手方とする原取引と同一内容の取引を TIW へ登録し、清算取次ぎの成立後に、CDS 清算参加者がこの取引に対して応諾の処理を行う、といった処理方法が想定される（別紙 1「清算取次ぎの申込みに係る事務処理例」参照）。

#### (2) TIW への登録に際しての留意点

TIW において清算取次ぎの委託・受託の関係を管理する場合、CDS 清算参加者及び顧客は、以下のフィールドを除き、原則として原契約と同一内容のデータを登録する。

##### ① Calculation Agent フィールド

| 入力値                 | 入力形式 | 補足説明                              |
|---------------------|------|-----------------------------------|
| AsSpecifiedInMaster | —    | 当社の業務方法書及び清算受託契約に基づく計算代理人（当社）を表す。 |

##### ② Master Agreement Type フィールド

| 入力値  | 入力形式 | 補足説明                                  |
|------|------|---------------------------------------|
| JSCC | —    | 当社の業務方法書及び清算受託契約に基づく清算取次ぎの委託・受託関係を表す。 |

##### ③ Master Agreement Date フィールド

| 入力値        | 入力形式       | 補足説明 |
|------------|------------|------|
| 清算受託契約の締結日 | YYYY-MM-DD | —    |

### 4. 清算取次ぎにおけるクレジット・イベント処理

クレジット・イベント発生時の CDS 清算参加者と顧客との間の事務については、CDS 清算参加者と顧客との合意で定めた方法によることとなる。事務処理については、別紙 2「清算取次ぎにおけるクレジット・イベント決済の事務処理例（2014 年版定義集準拠）」及び別紙 3「清算取次ぎにおけるクレジット・イベント決済の事務処理例（リストラクチャリング（2003 年版定義集準拠）」を参照。

### 5. 清算取次ぎにおけるコンプレッション及びアドホック・コンプレッション

顧客分のコンプレッション申請書及びアドホック・コンプレッション申請書については、顧客から当社に送信する。コンプレッション及びアドホック・コンプレッショ

ンに係る CDS 清算参加者と顧客との間の事務処理については、CDS 清算参加者と顧客との合意で定めた方法によることとなる。事務処理については、別紙4「コンプレッションに係る事務処理フロー」及び別紙5「アドホック・コンプレッションに係る事務処理フロー」を参照。

#### 6. 清算取次ぎにおけるポジション移管

清算委託者（自身が破綻していない場合に限る）は、自身のポジションを受託清算参加者へ移管することができる。事務処理については、別紙6「ポジション移管に係る事務処理フロー」を参照。

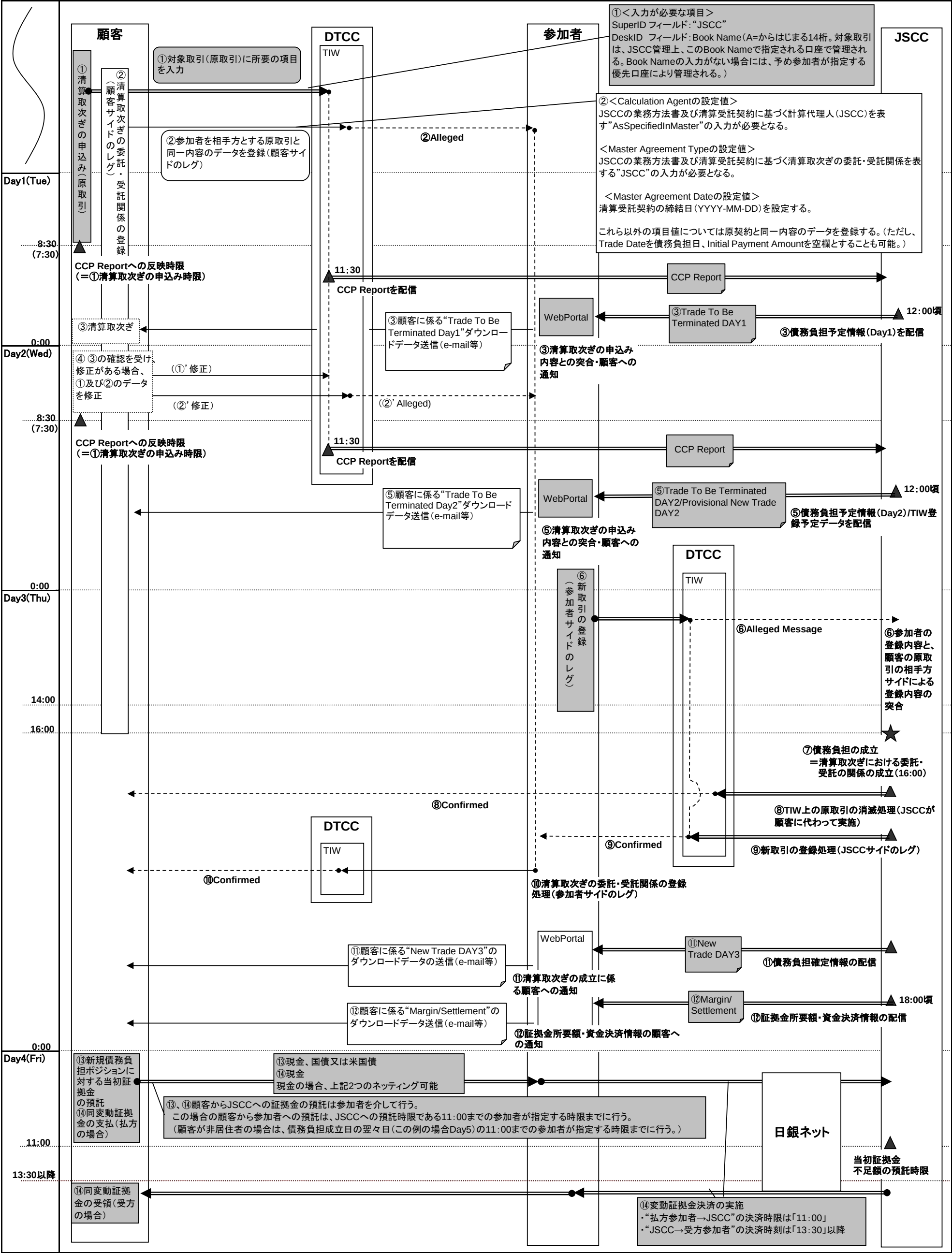
以 上

【前提】

1. 顧客とその原取引の相手方との間でJSCCを利用することについて合意しており、原取引の相手方サイドもTIW上でJSCCの利用に必要な処理を行う。
2. 清算取次ぎにおける顧客-参加者間の委託・受託関係の管理をDTCC (TIW)で行うことを目的として、顧客が参加者を相手方とする原取引と同一内容のデータをTIWへ登録し、JSCCによる債務負担の成立後に、参加者がこのデータに対して応諾の処理を行うこととする。
3. 顧客からの清算取次ぎの申込み(下図①)は、清算取次ぎに係る参加者からJSCCに対する債務負担の申込みを兼ねる。

※ 本事例はモデルケースであり、清算取次ぎにおける顧客－参加者間のオペレーションは、任意に構築可能。

(注) 1. 本事例はモデルケースであるものの、「二重矢印(⇒)」及び「網掛けコメント部分」については、JSCCが債務負担を行う際に必ず必要となる処理を示す。  
2. ( )内の時刻は、ニューヨークが夏時間である場合の東京時刻を示す。

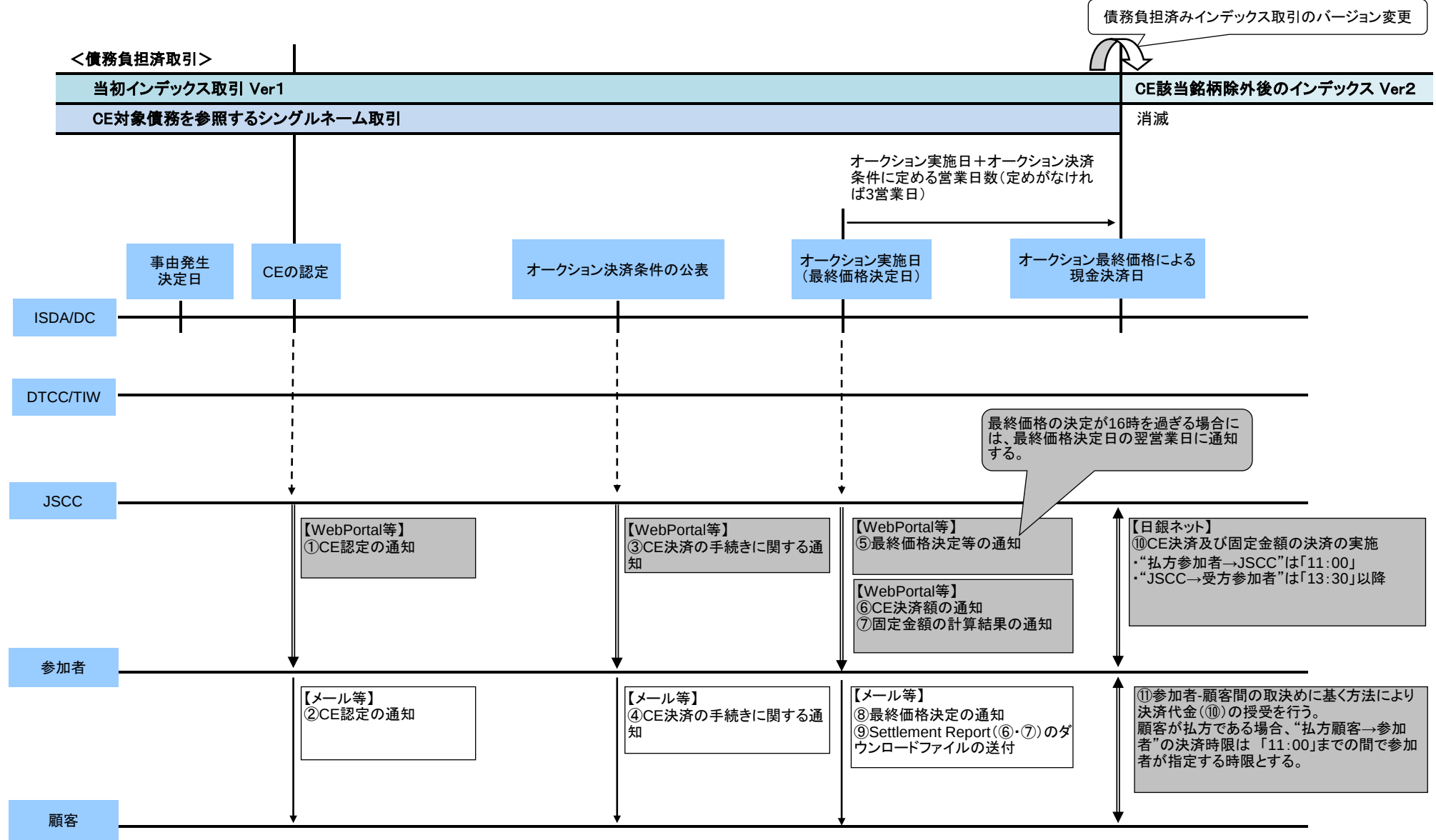


※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。

【前提】

・清算取次ぎにおける顧客-参加者間の委託・受託関係をTIWIに登録する。

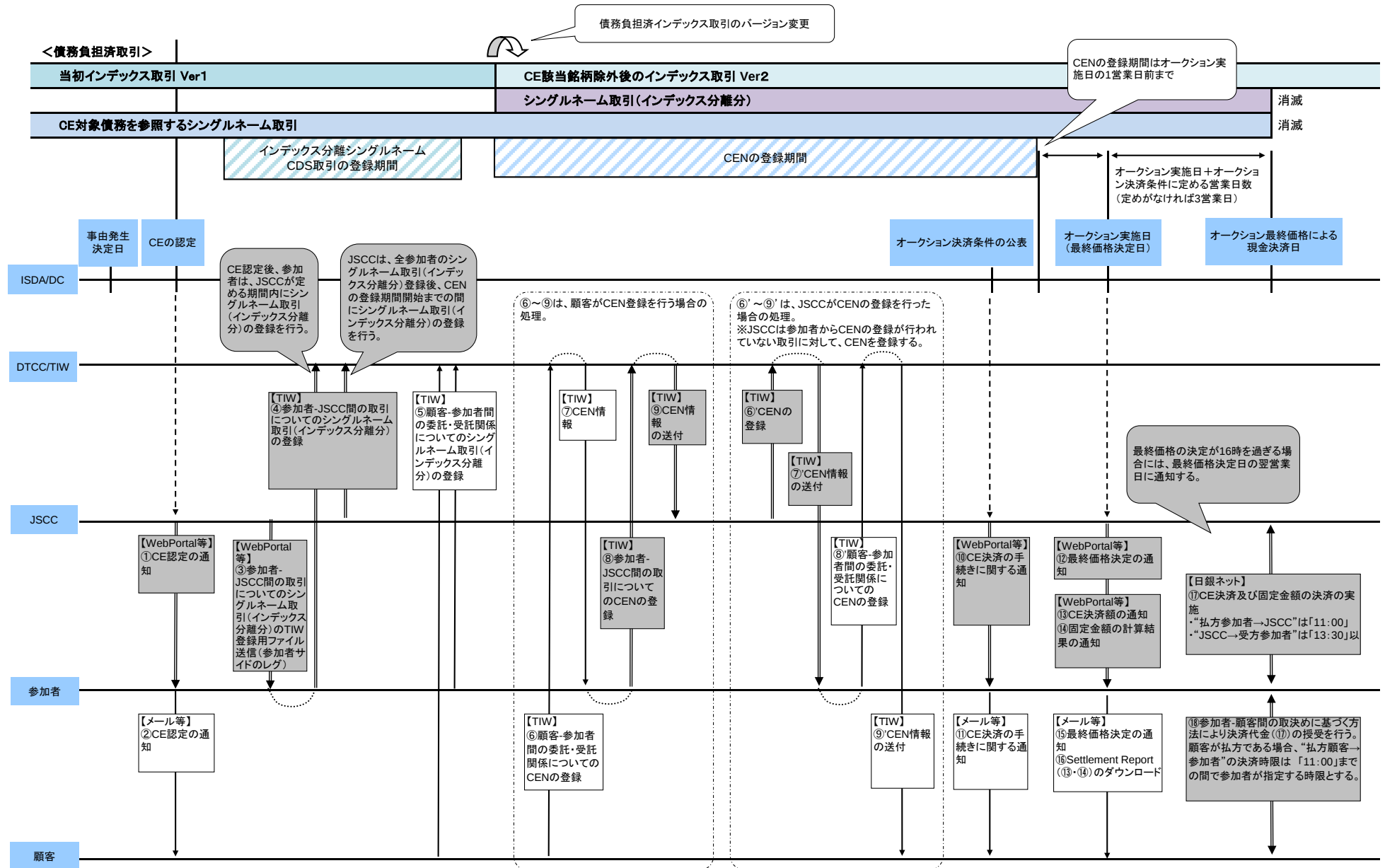
※本事例はモデルケースであり、清算取次ぎにおける顧客-参加者間のオペレーションは任意に構築可能。ただし、「二重矢印(⇒)」及び「網掛けコメント部分」については、JSCCがクレジット・イベント(CE)決済処理を行う際に必ず必要となる処理を示す。



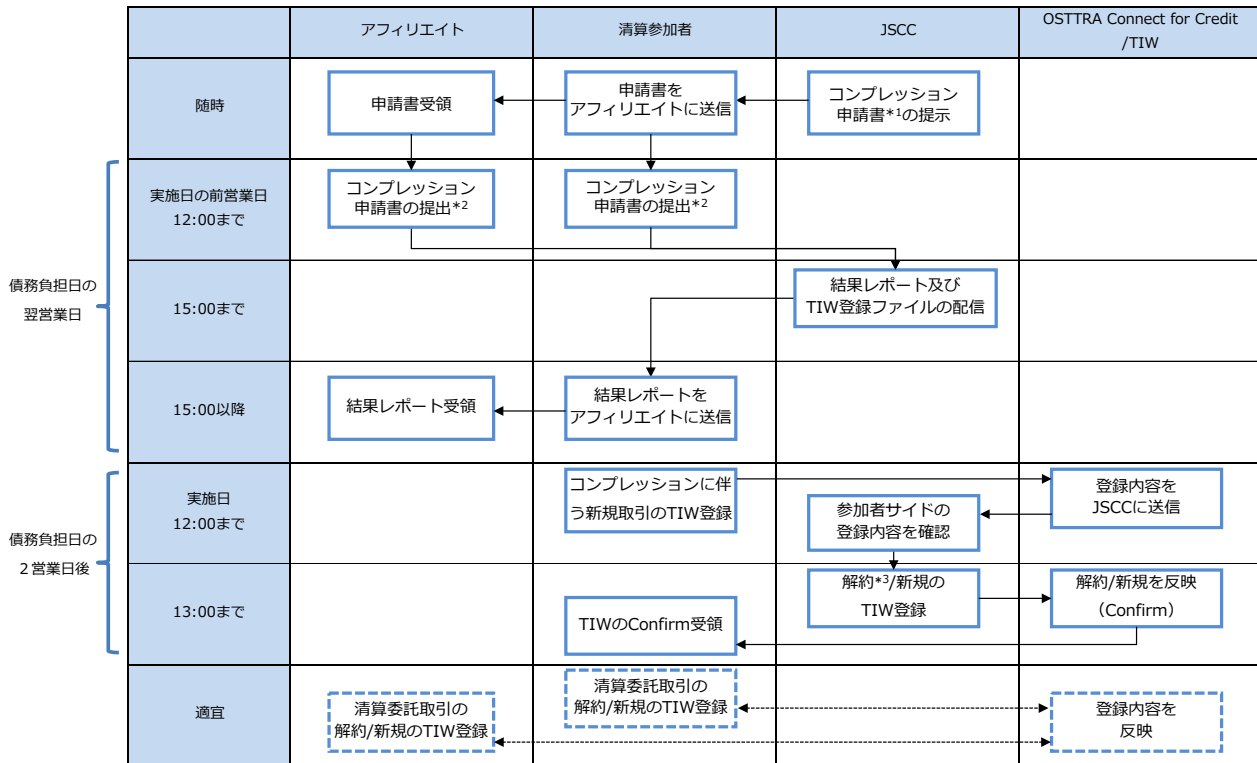
※ クレジット・イベント決済の日程は、ISDAのオークションに関する市場慣行に沿ったものとする。

※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。

※本事例はモデルケースであり、清算取次ぎにおける顧客・参加者間のオペレーションは任意に構築可能。ただし、「二重矢印(⇒)」及び「網掛けコメント部分」については、JSCCがクレジット・イベント(CE)決済処理を行う際に必ず必要となる処理を示す。



※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。



\*1 申請書は、コンプレッション実施日の直前の債務負担日の前営業日に、債務負担予定取引等を反映して更新する。

\*2 前回提出した内容から修正する場合のみ必須。

\*3 解約については、JSCCが参加者サイドのレグの登録も行う。

#### 申請書の記入方法

##### 1. 参加/不参加

以下のいずれかを選択する。

「参加（個別申請）」：「3.コンプレッション申請リスト」（以下「申請リスト」）のチェック欄に○を表示した取引のみについてコンプレッションの申請を行う。

「参加（すべて申請）」：申請リストのチェック欄の表示内容にかかわらずすべての取引についてコンプレッションの申請を行う。

「不参加」：申請リストのチェック欄の表示内容にかかわらず今回のコンプレッションサイクルに参加しない。

##### 2. 今後の新規取引の取扱い

以下のいずれかを選択する。

「チェック欄に○を表示する」：次回の申請リストのチェック欄の初期表示を○とする。

「チェック欄を空欄にする」：次回の申請リストのチェック欄の初期表示を空欄とする。

##### 3. コンプレッション申請リスト

取引ごとに申請する・しないを分ける場合は、「1.参加/不参加」で「参加（個別申請）」を選択のうえ、申請する取引のチェック欄に○、申請しない取引のチェック欄をblankとする。

グループ欄は、取引をグループ分けして、当該グループ内同士の取引でのみコンプレッションを行いたい場合に使用する。その場合、CDS清算参加者又は清算委託者は、申請書のグループ欄に任意の正の整数（グループID）を設定する。

例：グループ欄に「123」と記載された取引は、同様に「123」と記載された他の取引との間でコンプレッションが可能かの判定が行われる。

他に「987」と記載された取引がある場合、経済条件が一致していたとしても「123」の取引とはコンプレッションが行われない。

グループIDは、コンプレッションに伴う新規取引のTIW登録の際に、Additional Termsフィールドに入力する。

このため、清算委託者及びその受託清算参加者では同一のグループIDは使用できない（参加者とJSCCがTIWに登録したレグのマッチングにおいて、委託者分と参加者分のトレードの入れ違い発生を防ぐため）。

なお、コンプレッションの申請時にグループIDを設定しない場合、Additional Termsフィールドには一律で数値の0を入力する。

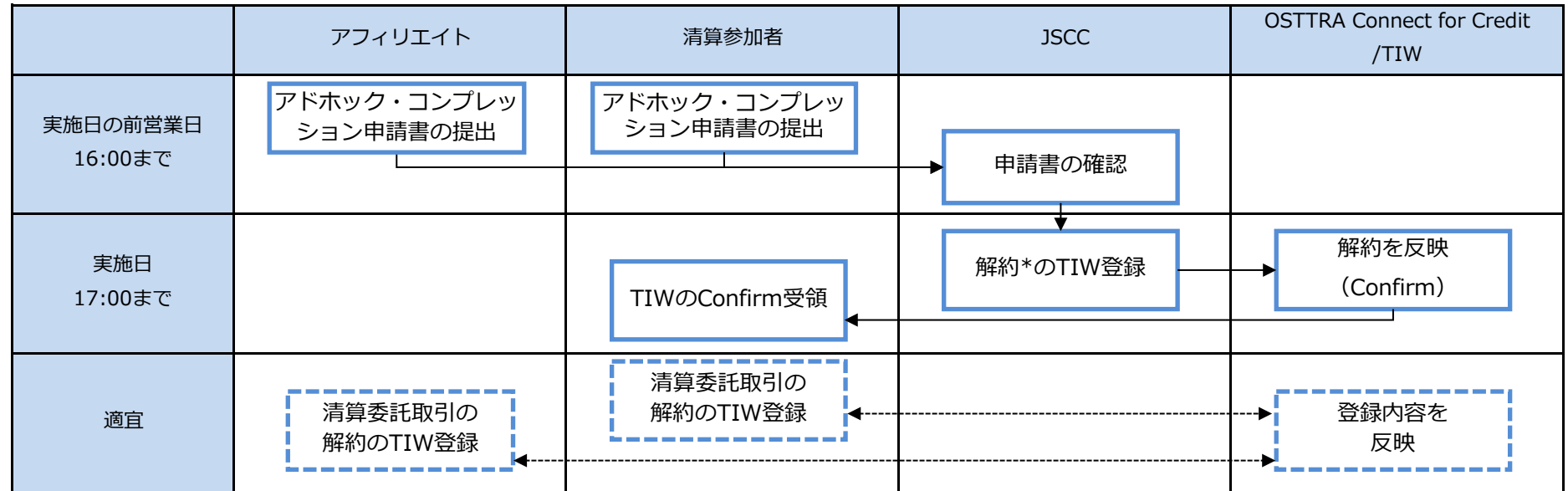
次回以降の各コンプレッション実施日前営業日12:00までに申請書が提出されなかった場合は、今回選択した内容で当該コンプレッションに申し込まれたものとして取り扱われる。

例：今回申請書を提出し、次回は申請書を未提出。⇒今回の申請書記入内容に従い、次回のコンプレッションは以下のとおり申請されたものとして取り扱われる。

| 今回の「1. 参加/不参加」の記入内容 | 今回の「2. 今後の新規取引の取扱い」の記入内容                                                                             |                                                                                     |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | チェック欄に○を表示する                                                                                         | チェック欄を空欄にする                                                                         |
| 参加（個別申請）            | 今回のコンプレッションは、「今回の申請リストで○を表示した取引」を申し込む。<br>次回以降のコンプレッションは、上記に加え、「今回の実施日以降に債務負担した取引」も申し込む。             | 今回のコンプレッションは、「今回の申請リストで○を表示した取引」を申し込む。<br>次回以降のコンプレッションも、「今回の申請リストで○を表示した取引」のみ申し込む。 |
| 参加（すべて申請）           | 今回のコンプレッションは、申請リストのチェック欄の表示内容にかかわらずすべての取引について申し込む。<br>次回以降のコンプレッションは、上記に加え、「今回の実施日以降に債務負担した取引」も申し込む。 | 同左                                                                                  |
| 不参加                 | 今回のコンプレッションは、申請リストのチェック欄の表示内容にかかわらずすべての取引について申し込まない。<br>次回以降のコンプレッションも、すべての取引について申し込まない。             | 同左                                                                                  |

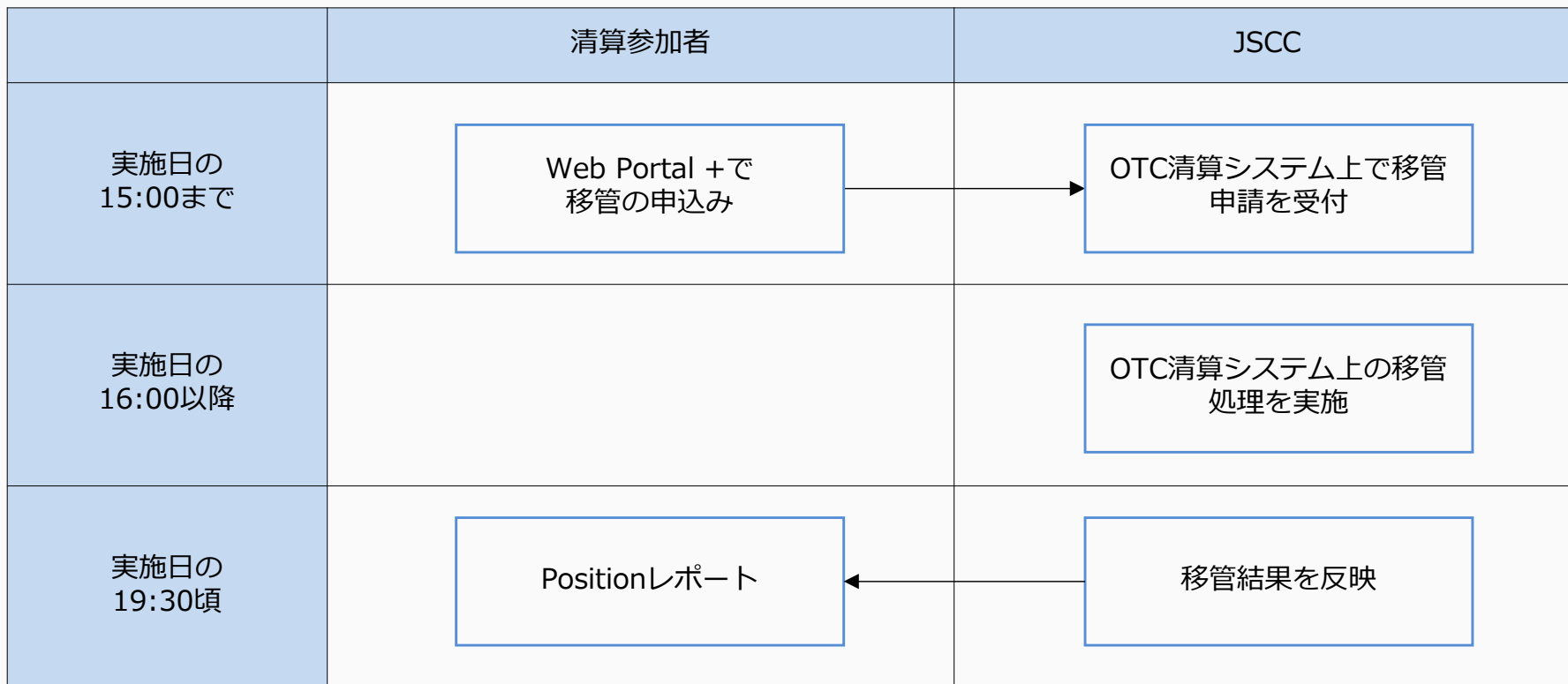
# アドホック・コンプレッションに係る事務処理フロー

別紙5



\* JSCCが参加者サイドのレグの登録も行う。

## ポジション移管に係る事務処理フロー



\*移管申込みの撤回は実施日の15：00まで可能。

※上記に関わらず、清算約定（自己分）の承継又は移管（業務方法書第58条の2第1項第1号又は第3号）の場合、並びに、清算約定（委託分）の承継又は移管（業務方法書第58条の4第1項第1号、第4号又は第5号）の場合には、あらかじめ当該申込みを行う旨を当社に申し出て、実施日その他必要な事項について別途当社との間で取決めを行うものとする。

※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。

## ポジション移管に係る事務処理フロー

希望日以降に成立するすべての取引の移管（包括移管）を申し込む場合

✓ 以下の通り移管申込書を記入のうえ、JSCCに対して送付及び連絡をする。

### 【移管申込書の記入方法】

| # | 項目                             | 内容                                                                                                                                      |                            |                                                      |
|---|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 | 移管申込書の選択                       | 以下のいずれかを利用する。<br>各移管当事者による個別提出用： 各移管当事者がそれぞれ1枚の申込書に記入・押印し、別々に提出したい場合に利用する。<br>全移管当事者による共同提出用： 1枚の申込書にすべての移管当事者が記入・押印し、まとめて提出したい場合に利用する。 |                            |                                                      |
| 2 | 移管当事者の社名の記入                    |                                                                                                                                         | 「各移管当事者による個別提出用」<br>申込書の場合 | 「全移管当事者による共同提出用」<br>申込書の場合                           |
|   |                                | 移管元清算委託者から受託清算参加者への移管                                                                                                                   | A.及びB.に会社名を記入する。           | 申込書右上に、移管元清算委託者及び受託清算参加者の会社名・代表者名を記入する。              |
|   |                                | 移管元清算委託者から移管先清算委託者への移管                                                                                                                  | A.、B.及びC.に会社名を記入する。        | 申込書右上に、移管元清算委託者、移管先清算委託者、及び受託清算参加者の3社の会社名・代表者名を記入する。 |
|   |                                | 受託清算参加者から移管先清算委託者への移管                                                                                                                   | A.及びC.に会社名を記入する。           | 申込書右上に、受託清算参加者及び移管先清算委託者の会社名・代表者名を記入する。              |
| 3 | 移管の形態                          | 包括移管： 希望日以降に成立するすべての取引について移管を申し込む形態。                                                                                                    |                            |                                                      |
| 4 | 希望日                            | 当社営業日のうち、包括移管の開始を希望する日を記入する。                                                                                                            |                            |                                                      |
| 5 | 移管元口座番号（12桁）及び<br>移管先口座番号（12桁） | JSCC Participant ID（1st Layer、5桁）とHouse or Customer（H又はCの1桁）と2nd Layer ID（3桁）と3rd Layer ID（3桁）の組み合わせの合計12桁で記入する。<br>例：12345H666AAA      |                            |                                                      |

※上記に関わらず、清算約定（自己分）の承継又は移管（業務方法書第58条の2第1項第1号又は第3号）の場合、並びに、清算約定（委託分）の承継又は移管（業務方法書第58条の4第1項第1号、第4号又は第5号）の場合には、あらかじめ当該申込みを行う旨を当社に申し出て、実施日その他必要な事項について別途当社との間で取決めを行うものとする。

※本資料の全部又は一部を株式会社日本証券クリアリング機構に無断で複製又は転載することはできません。